

今…そして未来のためにみんなの協力で魅力あるまちづくり

建築をするとき狭い道路の整備に市が助成

浜田市では平成 11 年 4 月から『狭あい道路拡幅整備事業』に取り組んでいます。

この事業は、建築物等の建替え時に狭い市道の拡幅整備を市民の理解と協力のもとに促進し、良好な住環境の確保と安全で快適なまちづくりを推進しようとするものです。

狭あい道路の拡幅をおこなうことにより、災害時の避難行動や防火活動、日照・通風・防火性能等に有利な空間を確保し、利便性を向上することができます。

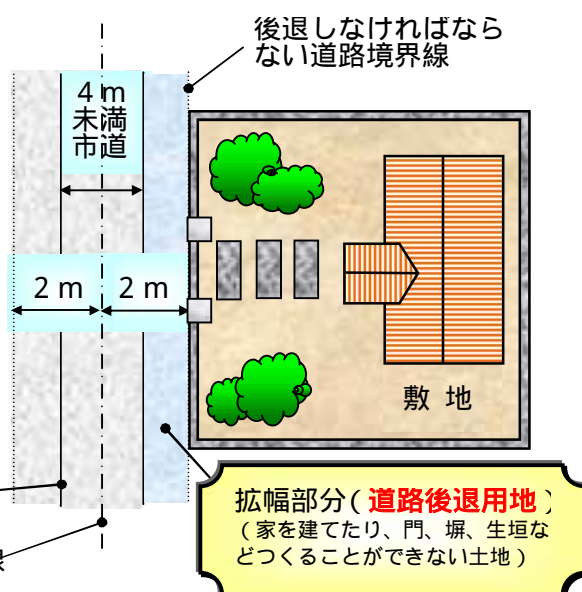
(狭あい道路と建築基準法)

この事業における狭あい道路とは、図のような建築物が立ち並んでいる幅員 1.8m 以上 4m 未満の市道認定路線です。この道沿いにある敷地は、建築時に既存道路中心線からそれぞれ 2m ずつ後退した線を道路境界線とみなします。

建築基準法では、その後退した線と既存道路の境界線とに囲まれた部分（道路後退用地）には、建物やこれに付属する門、塀等は建築することができないと定められています。

既存道路境界線

道路中心線



(事業対象範囲)

都市計画区域内の浜田市道認定路線で、既存道路の境界線と道路中心線から 2m 後退した線とに囲まれた部分の敷地（道路後退用地）を『無償提供』していただける場合。

(つぎのことに助成します)

道路後退用地内にある門、塀等の撤去費

道路後退用地内にある植栽等の移植費

道路後退用地内にある擁壁等の除去費

後退後の敷地内に設置する擁壁等の築造費

道路後退用地内の分筆・登記費(上限あり)

(以下は市が行います)

道路後退用地の整備

道路後退用地の表示による事業 PR 等

道路は建物と社会との接点であり、まち並みを形成する重要な要素です。

市民の皆さんの積極的な活用とご協力をお願いします。

詳しい内容は建築住宅課指導係にお問い合わせください。

電話 0855-25-9632 (直通)